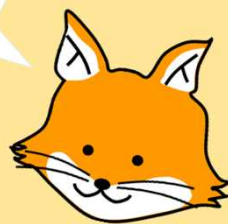


本局会場

無料

相続登記等相談会



不動産登記促進イメージキャラクター
トウキツネ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする相談会を行っています。専門家である司法書士や土地家屋調査士と直接お話することができる機会に、是非ご相談ください。

各会場の詳細は、東京法務局ホームページを御確認ください。



本局会場では、**司法書士と土地家屋調査士**による相談会を開催します。遺産の相続や相続登記の手続（司法書士）、または、相続した土地を分割したい、相続した建物が未登記だった、相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい（土地家屋調査士）といった相談をすることができます。

注）申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。



エコゾウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会

【場 所】

九段第2合同庁舎（12階会議室）

（東京都千代田区九段南1-1-15）

※4月、8月は、九段第2合同庁舎地下1階会議室で行います。

【開催日程】午後1時から午後4時まで

令和7年4月16日(水)、5月14日(水)、7月16日(水)、8月13日(水)、9月17日(水)

※予約不可。

受付状況により、受付を終了させていただきますので、御注意ください。

※相談時間は1回20分以内です。

◎6月は、「一斉「相続・遺言」説明会&相談会」にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

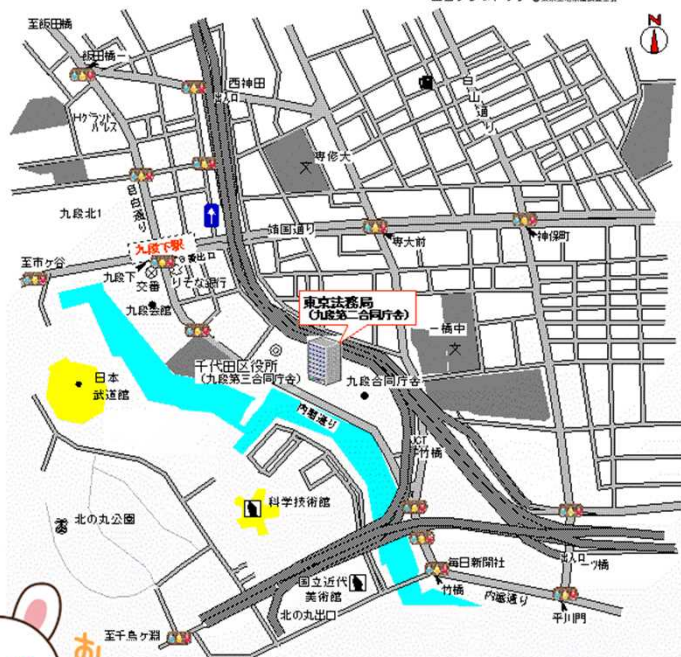
【問合せ】

○東京法務局民事行政部調査官室

☎03-5213-1319



しはたん©東京司法書士会



三者連携相続登記支援室

令和7年4月版

相談例



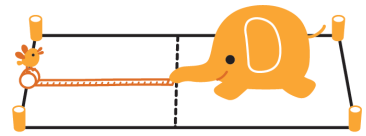
しほたん ©東京司法書士会

相続登記に関わる様々な疑問や不安にお答えします

例えば…

- * 「相続人」は「私だけ」と思っていたのに、 そうではないの？
- * 「戸籍」が必要と言われたけれど、どうやって発行してもらうの？
- * 登記を調べたら、「所有者の名前が何十年も昔に亡くなった祖父」になっていた。
- * 「法定相続情報一覧図」や「遺産分割協議書」って？必ず作らなければならない？

親から相続した土地を兄弟姉妹で分割したい。
どのような手続きが必要ですか？



エコソウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

その土地の境界調査、測量、隣接所有地との境界立会などを経て、土地の「分筆登記」を行います。その後、各土地を相続した方の名義とする「相続登記」を行います。なお、土地の「分筆登記」は土地家屋調査士が代理人となって業務を行います。「相続登記」は司法書士が代理人となって業務を行います。

東京土地家屋調査士会 川柳応募企画入賞作品

◆ 境界を 決めて兄弟 仲良くね (広島県・江戸の隠居)

相続した建物が未登記であった。
どのような手続きが必要でしょうか？



エコソウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会

まず、建物の「表題登記」を行い、法務局において登記記録（登記簿）を作ります。その後、相続した方を名義人とする「所有権保存登記」を行います。相続が発生した後に「表題登記」を申請することも可能ですが、手続きが煩雑になることもあります。所有している建物が正しく登記されているか調べておきましょう。なお、建物の「表題登記」は土地家屋調査士が代理人となって業務を行います。「所有権保存登記」は司法書士が代理人となって業務を行います。

東京土地家屋調査士会 川柳応募企画入賞作品

◆ 終活は 登記申請 土地家屋 (三重県・あっちゃん)

将来の相続に備えて、土地の境界を
はっきりしておきたいのですが…。



エコソウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会

「土地の境界」については土地家屋調査士に相談しましょう。

大切な財産である土地について、将来お子さんが相続する時に困らないように、その土地の境界やブロック塀の所有、お隣の土地所有者のことなどについて知っているご自身がお元気なうちに、土地の境界をはっきりさせて、境界標識を設置しておきましょう。

東京土地家屋調査士会 川柳応募企画入賞作品

◆ 終活に 敷地境界 子に見せる (岐阜県・かきくけ子)